

▼本日の流れ

- 校則改正に関する動画視聴
- 検討するルールを見つける
- 各々より提案された議案



第3回 ベタスク会議

前回の振り返り

一人一人が
校則を守る

ルールは、一人ひとりの自由や多様性を守り、認め合うために存在するもの

まずは
疑問を持つ

ルールとは、本来、自由を縛るものではなく、お互いの自由を守るために、私たち自らがつくり合っていくもの

まずその校則が存在するのかわかる

その校則がつくられた背景や根拠を知ること

変えることで何が起これるのかを考える

簡単に一つ一つの校則について説明をする

全生徒が納得する

地域の人にも公開する

1班

慣れる

立場や価値観などを異にする人たちが、互いを尊重し、対話を重ね、納得解をつくり合っていく

第3回 ベタスク会議

前回の振り返り

2班

校則の
意味を
考える

いきなり強い校則を立てるのではなく守ることができるものを校則にする

校則改正はあくまで手段であること

いろんな立場で話し合う

納得する人が多くなる理由に

改正した校則を見直し続ける

校則を改正したら学校全体に公開する

全生徒の意見を取り入れていき
たい(生徒モニターなどで)

疑問を持ち続ける

第3回 ベタスク会議

前回の振り返り

3班

意見

全生徒の意見を
繁栄させる

皆がそのま
まの気持ち
を伝えるこ
とができる

全体が納得
できるように
する

なるべく多
くの人の意
見を取り入
れる

反対の意見
があっても、
否定しな
い

内容

守ることが
できる

みんなで一
丸となって
目標に向え
るか

覚えやす
く、達成で
きるものか

狙い

最終目標を
達成するた
めのものか

ねらいを明
確にしてお
く

ちゃんと学
校や生徒の
ためになる
か

よりよい学
校になれる
ものか考え
る

第3回 ベタスク会議

前回の振り返り

4班

全生徒
の意見
を聞く

一人ひと
りの尊厳を
大切にする

みんなの納
得解をつく
る

固定
観念

学校をより
良くできる
ものか

校則を
見直し
続ける

校則改正の
進捗を分か
るようにす
る

取り組みの
様子を発信
していく

校則が
ある目
的

第2回 ベタスク会議

前回の振り返り

5班

5班

全体に校則
改正の発信
をし続ける

固定観
念をな
くす

特別委
員会を
つくる

疑問を持っ
ようにする

全校生徒に
意見を聞く

校則ができた理
由をみんなが理
解する機会をつ
くる

第3回 ベタスク会議

本日の活動の確認

1. ルールの基本認識を形成
2. 検討するルールを見つける
3. 見直したいルールを決める
4. 調査や対話の計画を立てる
5. 調査や対話を実施し結果をまとめる
6. 新ルール(解決策)を考える
7. 新ルール(解決策)を提案する
8. 新ルールを適用または試行する
9. 振り返りや見直しを行う



P114・115より引用

第3回 ベタスク会議

本日の活動の確認

1. ルールの基本認識を形成
2. 検討するルールを見つける
3. 見直したいルールを決める
4. 調査や対話の計画を立てる
5. 調査や対話を実施し結果をまとめる
6. 新ルール(解決策)を考える
7. 新ルール(解決策)を提案する
8. 新ルールを適用または試行する
9. 振り返りや見直しを行う



P114・115より引用

第3回 ベタスク会議

校則改正に関する動画視聴

みんなのルールメイキング



コンテンツ提供：認定NPO法人カタリバ

未来は、つくれる。

KATARIBA
Shape the Future

SDGs



学年

<https://www.steam-library.go.jp/content/93>

第3回 ベタスク会議

検討するルールを見つける

校 則

たくましく、美しく、誇り高く

行 動 目 標

規律・秩序・礼節

めざす生徒像

- 体力と知性のある人
- 礼儀と節度のある人
- 正義と勇気のある人

生 徒 心 得

1 登校・下校

- (1) 登下校の時刻を厳守すること。8時00分までの生徒昇降口通過を心がける。8時10分までに入室しなければ遅刻とする。
 - (2) 登校する際は学校指定の危険箇所を通過はいけない。正門以外から登下校してはいけない。
 - (3) 登下校中は、途中、寄り道(買食い等含む)をしない。
 - (4) 登下校時は通学手段に関わらず安全ベストを着用する。
 - (5) 登下校時には正門の青線上で愛校一礼を行う。
- #### 2 服装について
- (1) 学校指定の制服を着用すること。
 - (2) 校内では左胸に名札を付けること。
 - (3) 制服は必要以上の補正等はしないこと。
 - (4) 防寒着は、学校指定のものとし、登下校時のみ着用すること。
 - (5) 手袋・ネックウォーマーは、登下校時のみ着用すること。

3 頭 髪

〈頭髪に関する規程〉

頭髪は、清潔で健康的な中学生として好感が持てるものとする。

- 1 中学生らしい自然な髪型とする。
前髪は、目にかからない長さとする。
非対称(アシメ)は禁止
襟足は、ブレザーにかからない長さとし、髪が肩にかかったら結ぶ。
また、結ぶ場所は耳上部より下とする。
(ゴム・ピンは飾りのない単色のもの)
目立たないものとする。色は黒・紺・茶)
- 2 パーマ(ストレートパーマを含む)、ツーブロック、アイロン、髪染め、脱色等はない。
- 3 整髪料は使用しない。

4 履 き 物

- (1) 登下校時は、白色の紐付きシューズとする。(紐・中敷も白) 体育での使用も兼ねるので、土踏まずの部分のある運動に適したタイプとする。必ず記名すること。
- (2) 上履きは、決められたスリッパ(学年別色分け)とする。必ず記名すること。
- (3) 靴下は、白色とする(ワンポイント可)。くるぶしソックスは着しない。
- (4) 冬季、タイツを着用してもよい。ただし、黒色とする。

5 カ バ ン

- (1) 指定のカバンを必ず携行する。
- (2) バッグは、次のように規定する。
 - 学校に必要なものは、規定通学カバンに入

6 そ の 他

- (1) 肌着、シャツは無地の単色とする。柄物は禁止とし、制服からはみ出したり、透けたりしないようにする。
- (2) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。

7 校 内 の 生 活 に つ い て

- (1) 欠席、遅刻、早退の場合は、原則として保護者から届け出ること。(8時00分まで) 体育の見学等は保護者に生徒手帳に書いてもらうこと。
- (2) 登校後、事前の許可なく校外に出ないこと。
- (3) 誤ってガラス窓等を損壊したときは、必ず担任に届けること。(弁償)
- (4) 暴力行為等、法に触れる行為はしないこと。
- (5) 学校に不必要なものは一切持っていない。(金銭・遊び道具・刃物・お菓子・アクセサリ等。6(2)に記載の携帯電話も含む。)
- (6) 金銭物品等の貸借はしないこと。
- (7) 部室への出入りは、部活動以外のはきはしないこと。
- (8) 生徒手帳は、登校時は必ず持参すること。ただし、休日や再登校時の部活動ではこの限りではない。

*学校及び公共物を大切にすること。(机、椅子、窓、壁など)

8 校 外 の 生 活 に つ い て

〈中学生であることを、常にわきまえて行動すること〉

- (1) ゲームセンターやカラオケボックス等の出入りはしない。保護者同伴の場合はその限りではない。

自転車通学生は賠償責任保険に加入すること。
点検・整備

自転車通学生は常に自転車の安全点検をしなければならない。

車両の不備、不良のある場合は改善されるまでの間、自転車通学を停止する。

安全運転

- (1) 登下校時は必ずヘルメットを着用すること。
- (2) 安全確保のため、自転車後方に荷台をつける。スタンドは両スタンドとする。
- (3) 通学路の左端を通行すること。
- (4) 危険な運転(2列以上並進、2人以上乗り、ジグザグ走行等)は、これをしてはならない。
- (5) 学校敷地内(正門を境として)では自転車を降り、押して移動すること。
- (6) 雨天時は事故がおこりやすいので注意して運転すること。
- (7) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。
- (8) その他の道路交通法等を遵守しなければならない。

保 管

- (1) 校内の所定の場所に駐輪すること。また、駐輪の際には必ず施錠すること。
- (2) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。

通学用自転車を他人に貸さないこと。

罰 則

- (1) 以上の各条項に違反した者については、1週間の自転車通学停止とする。
- (2) 自転車通学禁止を回避されたものについては、

- (4) 常に車内をきれいにし、よごしたり傷つたりしない。
- (5) むやみに大声をあげたり、騒いだりしないこと。
- (6) 故意に、又は不注意によりガラス等を破損したら弁償すること。
- (7) スクールバス・タクシー内での飲食等は、厳禁とする。
- (8) 心得等を遵守しない者については、スクールバス・タクシーの使用を禁止する事もある。

11 諸 費 納 入

納入の際は、盗難防止に心がけ、朝の学活前、又は学活中に担任(担当者)に提出すること。

12 校 具 使 用

- (1) 校具使用の際は必ず係の先生の許可を受けて使用する。返却の際も同様届け出て所定の位置にしようこと。
- (2) 休日あるいは休職中は原則として使用しない。

13 諸 届

- (1) 見引きの日数
 - ① 父母 7日
 - ② 兄弟姉妹、祖父母 3日
 - ③ おじ、おば 1日
- (2) 新聞配達をする場合、家族の許可を受けて、学校へ届け出ること。

生徒会規約

第1章 総 則

- 第1条 この会は天津中学校生徒会という。
- 第2条 この会は私たちの協力と自主的活動によって、私たちの学校生活の改善と向上を図ることを目的とする。
- 第3条 この会の会員は天津中学校の全生徒とし、先生方を顧問とする。

第2章 組織及び役員

- 第4条 この会には次の機関をおく。
 - (1) 生徒総会
 - (2) 生徒議会
 - (3) 執行委員会
 - (4) 委員会
 - (5) 学 年 会
- 第5条 この会には次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名
 - (3) 書記 2名 (4) 会計 1名但し、年度途中で欠員が出た場合、以下のように役員をおく。
 - ① 会長が欠員の場合、副会長が会長となる。
 - ② 副会長が欠員の場合、会計もしくは書記が副会長になる。
 - ③ 会計もしくは書記が欠員の場合、副会長もしくは書記が兼任する。
 - ④ 委員長が欠員の場合、副委員長が委員長となる。

- 第6条 役員は全校生徒の選挙によって選出する。選挙規約は別に定める。
- 第7条 役員任期は、11月1日より翌年の10月31日までとする。
- 第8条 役員任務は次のとおりとする。

どんな校則を改正すべき？

第3回 ベタスク会議

検討するルールを見つける

校 則

たくましく、美しく、誇り高く

行 動 目 標

規律・秩序・礼節

めざす生徒像

- 体力と知性のある人
- 礼儀と節度のある人
- 正義と勇気のある人

生 徒 心 得

1 登校・下校

- (1) 登下校の時刻を厳守すること。8時00分までの生徒昇降口通過を心がける。8時10分までに入室しなければ遅刻とする。
- (2) 登校する際は学校指定の危険箇所を通ってはいけない。正門以外から登下校してはいけない。
- (3) 登下校中は、途中、寄り道（買い食い等含む）をしない。
- (4) 登下校時は通学手段に関わらず安全ベストを着用する。
- (5) 登下校時には正門の青線上で愛校一礼を行う。

3 頭 髪

〈頭髪に関する規則〉

頭髪は、清潔で健康的な中学生として好感が持てるものとする。

- 1 中学生らしい自然な髪型とする。
前髪は、目にかからない長さとする。
非対称（アシメ）は禁止
前髪は、プレザーにはかからない長さとし、髪が眉にかかったら結ぶ。
また、結ぶ場所は耳上部より下とする。
（ゴム・ピンは飾りのない単色のもの
目立たないものとする。色は黒・紺・茶）
- 2 パーマ（ストレートパーマを含む）、ツーブロック、アイロン、髪染め、脱色等はやしない。
- 3 整髪料は使用しない。

4 履 き 物

- (1) 登下校時は、白色の紐付きシューズとする。
（紺・中敷きも白）体育での使用も兼ねるので、土踏まずの部分のある運動に適したタイプとする。必ず記名すること。
- (2) 上履きは、決められたスリッパ（学年別色分け）とする。必ず記名すること。
- (3) 靴下は、白色とする（アンポイント可）。くるぶしに文字等は書かない。

6 そ の 他

- (1) 肌着、シャツは無地の単色とする。柄物は禁止とし、制服からはみ出したり、透けたりしないようにする。
 - (2) 携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はしない。
- ### 7 校 内 の 生 活 に つ い て
- (1) 欠席、遅刻、早退の場合は、原則として保護者から届け出ること。（8時00分まで）体育の見学等は保護者に生徒手帳に書いてもらうこと。
 - (2) 登校後、事前の許可なく校外に出ないこと。
 - (3) 誤ってガラス窓等を損壊したときは、必ず担任に届け出ること。（弁償）
 - (4) 暴力行為等、法に触れる行為はしないこと。
 - (5) 学校に不必要なものは一切持ってこない。
（金銭・遊び道具・刃物・お菓子・アクセサリ等。6(2)に記載の携帯電話も含む。）
 - (6) 金銭物品等の貸借はしないこと。
 - (7) 部室への出入りは、部活動以外のはきはしないこと。
 - (8) 生徒手帳は、登校時は必ず持参すること。
ただし、休日や再登校時の部活動ではこの限りではない。
- 学校及び公共物を大切にすること。（机、椅子、

生活について

常にわきまを行動す

ラオケボックス等の出入
半の場合はその限りではな

自転車通学生は賠償責任保険に加入すること。

点検・整備

自転車通学生は常に自転車の安全点検をしななければならない。

車両の不備、不良のある場合はそれが改善されるまでの間、自転車通学を停止する。

安全運転

- (1) 登下校時は必ずヘルメットを着用すること。
 - (2) 安全確保のため、自転車後方に荷台をつける。
スタンドは両スタンドとする。
 - (3) 通学路の左端を通行すること。
 - (4) 危険な運転（2列以上並進、2人以上乗り、ジグザグ走行等）は、これをしてはならない。
 - (5) 学校敷地内（正門を境として）では自転車を降り、押しで移動すること。
 - (6) 雨天時は事故がおこりやすいので注意して運転すること。
 - (7) 夕暮れ時は、早目にライトをつけ、事故防止に心がけること。
 - (8) その他の道路交通法等を遵守しなければならない。
- ### 保 管
- (1) 校内の所定の場所に駐輪すること。また、駐輪の際には必ず施錠すること。
 - (2) ヘルメットの保管は各自が責任を持って行うこと。
- ### 期 間
- (1) 以上の各条項に違反した者については、1週間の自転車通学停止とする。
 - (2) 自転車通学禁止を回避されたものについては

- (4) 常に車内をきれいにし、よごしたり傷つたりしない。
- (5) むやみに大声をあげたり、騒いだりしないこと。
- (6) 故意に、又は不注意によりガラス等を破損したり弁償すること。
- (7) スクールバス・タクシー内での飲食等は、厳禁とする。
- (8) 心得等を遵守しない者については、スクールバス・タクシーの使用を禁止する事もある。

11 諸 費 納 入

納入の際は、盗難防止に心がけ、朝の学活前、又は学活中に担任（担当者）に提出すること。

12 校 具 使 用

- (1) 校具使用の際は必ず係の先生の許可を受けて使用する。返却の際も同様届け出て所定の位置にしようこと。
- (2) 休日あるいは休職中は原則として使用しない。

13 諸 届

- (1) 見引きの日数
① 父母 7日
② 兄弟姉妹、祖父母 3日
③ おじ、おば 1日
- (2) 新聞配達をする場合、家族の許可を受けて、学校へ届け出ること。

生徒会規約

第 1 章 総 則

- 第1条 この会は天津中学校生徒会という。
- 第2条 この会は私たちの協力と自主的活動によって、私たちの学校生活の改善と向上を図ることを目的とする。
- 第3条 この会の会員は天津中学校の全生徒とし、先生方を顧問とする。

第 2 章 組 織 及 び 役 員

- 第4条 この会には次の機関をおく。
(1) 生徒総会 (2) 生徒議会
(3) 執行委員会 (4) 委員会
(5) 学年会
- 第5条 この会には次の役員をおく。
(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名
(3) 書記 2名 (4) 会計 1名
但し、年度途中で欠員が出た場合、以下のように役員をおく。
① 会長が欠員の場合、副会長が会長となる。
② 副会長が欠員の場合、会計もしくは書記が副会長になる。
③ 会計もしくは書記が欠員の場合、副会長もしくは書記が兼任する。
④ 委員長が欠員の場合、副委員長が委員長となる。
- 第6条 役員は全校生徒の選挙によって選出する。選挙規約は別に定める。
- 第7条 役員任期は、11月1日より翌年の10月31日までとする。
- 第8条 役員任期は次のとおりとする。

班活動(4・5人、10分間)

生徒心得(P5)を見ながら、改正すべき校則を見つけよう

第3回 ベタスク会議

検討するルールを見つける

校 則	3 頭 髪	6 そ の 他	生徒会規約	
たくましく、美しく、誇り高く	〈頭髮に関する規程〉 頭髮は、清潔で健康的な中学生として好感が持てるものとする。 1 中学生らしい自然な髪型とする。 前髪は、目にかからない長さとする。 非対称（アシメ）は禁止 前髪は、ブレードにかからない長さとし、髪が肩にかかったら結ぶ。 また、結ぶ場所は耳上部より下とする。 （ゴム・ピンは飾りのない単色のもの 目立たないものとする。色は黒・紺・茶） 2 パーマ（ストレートパーマを含む）、ツーブロック、アイロン、髪染め、脱色等はない。 3 整髪料は使用しない。	（1）肌着、シャツは無地の単色とする。柄物は禁止とし、制服からはみ出したり、透けたりしないようにする。 （2）携帯電話の学校への持ち込み、及び使用はない。 7 校内の生活について （1）欠席、遅刻、早退の場合は、原則として保護者から届け出ること。（8時00分まで）体育の見学等は保護者に生徒手帳に書いてもらうこと。 （2）登校後、事前の許可なく校外に出ないこと。 （3）誤ってガラス窓等を損壊したときは、必ず担任に届け出ること。（弁償） （4）暴力行為等、法に触れる行為はしないこと。 （5）学校に不必要なものは一切持っていない。 （金銭・遊び道具・刃物・お菓子・アクセサリ等。6(2)に記載の携帯電話も含む。） （6）金銭物品等の貸借はしないこと。 （7）部室への出入りは、部活動以外のはきはしないこと。 （8）生徒手帳は、登校時は必ず持参すること。ただし、休日や再登校時の部活動ではこの限りではない。 *学校及び公共物を大切にすること。（机、椅子、窓、壁など） 8 校外の生活について 〈中学生であることを、常にわきまえて行動すること。〉 （1）ゲームセンターやカラオケボックス等の出入りはない。保護者同伴の場合はその限りではない。	1 諸費納入 納入の際は、盗難防止に心がけ、朝の学活前、又は学活中に担任（担当者）に提出すること。 12 校具使用 （1）校具使用の際は必ず係の先生の許可を受けて使用する。返却の際も同様届け出て所定の位置にしようこと。 （2）休日あるいは休職中は原則として使用しない。 13 諸 届 （1）見引きの日数 ① 父母 7日 ② 兄弟姉妹、祖父母 3日 ③ おじ、おば 1日 （2）新聞配達をする場合、家族の許可を受けて、学校へ届け出ること。	生徒会規約 第1章 総 則 第1条 この会は天津中学校生徒会という。 第2条 この会は私たちの協力と自主的活動によって、私たちの学校生活の改善と向上を図ることを目的とする。 第3条 この会の会員は天津中学校の全生徒とし、先生方を顧問とする。 第2章 組織及び役員 第4条 この会には次の機関をおく。 （1）生徒総会 （2）生徒議会 （3）執行委員会 （4）委員会 （5）学年会 第5条 この会には次の役員をおく。 （1）会長 1名 （2）副会長 2名 （3）書記 2名 （4）会計 1名 但し、年度途中で欠員が出た場合、以下のように役員をおく。 ① 会長が欠員の場合、副会長が会長となる。 ② 副会長が欠員の場合、会計もしくは書記が副会長になる。 ③ 会計もしくは書記が欠員の場合、副会長もしくは書記が兼任する。 ④ 委員長が欠員の場合、副委員長が委員長となる。 第6条 役員は全校生徒の選挙によって選出する。選挙規約は別に定める。 第7条 役員任期は、11月1日より翌年の10月31日までとする。 第8条 役員任期は次のとおりとする。

全体での共有

理由とともに改正すべきだと思ふ校則を挙げよう

第3回 ベタスク会議

今後の予定の確認

1. ルールの基本認識を形成
2. 検討するルールを見つける
3. 見直したいルールを決める
4. 調査や対話の計画を立てる
5. 調査や対話を実施し結果をまとめる
6. 新ルール(解決策)を考える
7. 新ルール(解決策)を提案する
8. 新ルールを適用または試行する
9. 振り返りや見直しを行う



P114・115より引用

第3回 ベタスク会議

今後の予定の確認

1. ルールの基本認識を形成
2. 検討するルールを見つける
3. **見直したいルールを決める**
4. 調査や対話の計画を立てる
5. 調査や対話を実施し結果をまとめる
6. 新ルール(解決策)を考える
7. 新ルール(解決策)を提案する
8. 新ルールを適用または試行する
9. 振り返りや見直しを行う



P114・115より引用

第3回 ベタスク会議

掃除時間での放送

大中ブランド

挨拶

傾聴

時間

掃除

第3回 ベタスク会議

掃除時間での放送

大中ブランド

挨拶

傾聴

時間

掃除

第3回 ベタスク会議

掃除時間での放送

掃除

掃除中での
音楽の放送の試行
〈環境、放送コラボ〉

